

千葉県報

号外
令和5年10月6日

主要目次

○ 千葉県事務委任規則の一部を改正する規則	一
○ 千葉県組織規程の一部を改正する規則	一
○ 千葉県財務規則の一部を改正する規則	二
○ 千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令	二
○ 児童福祉施設等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令	二

規則

千葉県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年十月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第五十五号

千葉県事務委任規則の一部を改正する規則

千葉県事務委任規則（昭和三十一年千葉県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項ただし書中「リ、ヌ及びヲ」を「ヲ、ワ及びヨ」に改め、同項第四十四号中カをレとし、ハからワまでをへからタまでとし、ロの次に次のように加える。

- ハ 第二十四条の規定による通報の受理に関すること。
 - ニ 第二十五条の規定による通報の受理に関すること。
 - ホ 第二十六条の規定による通報の受理に関すること。
- 第五条第四項ただし書中「リ、ヌ及びヲ」を「ヲ、ワ及びヨ」に改める。

附則

この規則は、令和五年十月十日から施行する。

千葉県組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第五十六号

千葉県組織規程の一部を改正する規則

千葉県組織規程（昭和三十二年千葉県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表健康福祉部の項中「、精神通報対応班」を削る。
第四十条第十一項中第十三号を第十六号とし、第三号から第十二号までを三号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の三号を加える。

- 三 第二十四条の規定による通報の受理に関すること。
 - 四 第二十五条の規定による通報の受理に関すること。
 - 五 第二十六条の規定による通報の受理に関すること。
- 第四十三条の二中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第二項第三号から第六号まで」を「次」に改め、同条に次の各号を加える。

一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第二項第三号から第六号までに掲げる事務

二 精神科救急医療の確保に関する事務
第四十三条の四第一項中「審査課」の下に「及び救急情報課」を加え、同条第二項中「審査課」を「各課」に改め、同項第一号の前に次のように加える。

審査課

第四十三条の四第二項に次のように加える。

救急情報課

- 一 精神科救急医療システムに関すること。
- 二 精神障害者の入院措置及び移送に関すること。

第四百四十二条第一項の表千葉県精神保健福祉センターの項中「庶務課」を「総務課」

相談指導課

一 精神保健福祉担当者に対する研修及び技術指導に関すること。

二 精神障害者の相談及び生活指導に関すること。

三 精神保健及び精神障害者の福祉に関する広報普及に関すること。

調査研究課

- 一 疫学的調査及び研究に関すること。
- 二 実態調査及び企画立案に関すること。
- 三 資料の収集及び保管に関すること。

を

調査企画課	一 疫学的調査及び研究に関すること。 二 実態調査及び企画立案に関すること。 三 資料の収集及び保管に関すること。
相談支援課	一 精神保健福祉担当者に対する研修及び技術指導に関すること。 二 精神障害者の相談及び生活指導に関すること。 三 精神保健及び精神障害者の福祉に関する広報普及に関すること。

「地域保健課」に改める。

附則

この規則は、令和五年十月十日から施行する。

千葉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第五十七号

千葉県財務規則の一部を改正する規則

千葉県財務規則（昭和三十九年千葉県規則第十三号の二）の一部を次のように改正する。

別表第五精神保健福祉センターの項中「庶務課長」を「総務課長」に改める。

附則

この規則は、令和五年十月十日から施行する。

訓

令

千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年十月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県訓令第十一号

千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令

千葉県事務決裁規程（昭和三十一年千葉県訓令第十号）の一部を次のように改正する。別表第三精神保健福祉センターの項第六号中ニを又とし、イからハまでをトからリまでとし、トの前に次のように加える。

に、「臨床検

- イ 第二条の二の規定による申請書の経由に関すること。
- ロ 第二条の二の二の規定による指定医師の交付の経由に関すること。
- ハ 第二条の二の三第三項の規定による申請書の経由に関すること。
- ニ 第二条の二の三第四項の規定による指定医師の返納の経由に関すること。
- ホ 第二条の二の四の規定による指定医師の返納の経由に関すること。
- ヘ 第二条の二の五の規定による申請書の経由に関すること。

附則

この訓令は、令和五年十月十日から施行する。

児童福祉施設等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年十月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県訓令第十二号

本庁

健康福祉センター

児童相談所

生実学校

富浦学園

女性サポートセンター

精神保健福祉センター

児童福祉施設等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

児童福祉施設等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程（昭和四十一年千葉県訓令第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、健康福祉部障害者福祉推進課に勤務する精神保健福祉相談員（精神通報対応班に勤務する精神保健福祉相談員に限る。）」を削り、「相談指導課及び調査研究課」を「救急情報課、調査企画課及び相談支援課」に改める。

附則

この訓令は、令和五年十月十日から施行する。

購読料 本号 一部

六円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千葉県 〇四三(二三)二六五八

購読申込先